

# 五戸町で転居される方へ

- ◆転居後に必要な役場内の手続きについて簡易的にまとめております。  
該当項目のある方は、各担当課の窓口での手続きをお願いします。
- ◆それぞれの事情により、追加の手続き及び必要書類がある場合もございます。  
詳細は、各担当課の窓口で確認してください。



## 五戸町役場

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21番地1

電話:0178-62-2111(代表)

HP:<http://www.town.gonohe.aomori.jp>

開庁時間:月~金 8:15~17:00(祝日、年末年始を除く)

◆ご自身に当てはまる項目を確認の上、住民課で転居の届出後に各課の窓口でそれぞれ手続きをしてください。

	チェック	対象となる方	手続きのご案内	手続き先 (担当課)
マイナンバー関係		住民基本台帳カード、又は個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方	カードの継続利用申請を行ってください。暗証番号(4桁)の入力が必要です。※後日になる場合、転居日より2週間以内に手続きが必要です。	住民課 直通電話 62-7959
		個人番号(マイナンバー)カードに電子証明書の機能を搭載していた方	必要な方は電子証明書発行を申請してください。暗証番号(6~16桁)の入力が必要です。※署名用電子証明書は住所変更により自動的に失効します。	
保険証		国民健康保険証、又は後期高齢者医療保険証をお持ちの方	保険証の住所欄を変更します。転居した方全員分の保険証をご持参ください。	
犬		犬を飼っている方	飼い主、又は犬の登録事項変更の手続きをしてください。	健康増進課 直通電話 62-7958
子どもにも関する手続き		児童手当を受給している方	住所変更手続きがあります。	福祉課 福祉班 直通電話 62-7955
		幼稚園・保育所等に通っているお子さんがいる方	住所変更手続きがあります。	
		ひとり親家庭等医療費助成を受給している方	受給資格変更手続きがあります。受給者証・認印をご持参ください。	
		児童扶養手当を受給している方	住所変更手続きがあります。児童扶養手当証書・認印をご持参ください。	
		特別児童扶養手当を受給している方	受給者・児童の住所変更手続きがあります。特別児童扶養手当証書・認印をご持参ください。	
		児童クラブへ通っているお子さんがいる方	住所変更手続きがあります。	
		乳幼児等医療を受給している方	受給者証の住所変更手続きがあります。受給者証をご持参ください。	健康増進課 直通電話 62-7958
	学区が変わる小・中学生のお子さんがいる方	転校等に関する確認がありますので教育課へお立ち寄りください。	教育課 直通電話 62-7964	

◆転居の届出後は、各課での登録住所の変更申請が主な手続きとなります。

	チェック	対象となる方	手続きのご案内	手続き先 (担当課)
福祉		障害者手帳をお持ちの方 (身体、愛護、精神)	手帳の記載事項変更手続きがあります。 各種手帳、マイナンバー、認印を持参してください。	福祉課 福祉班  直通電話 62-7955
		障害児福祉手当、 特別障害者手当 等の 福祉手当を受給している方	資格者の住所変更手続きをしてください。	
		障害福祉サービス 障害児通所支援を 受給している方	受給者証の住所変更手続きがあります。 認印、障害福祉サービス受給者証、又は障害児 通所支援受給者証を持参してください。	
		重度心身障害者医療費の 助成を受けている方	住所変更手続きがありますので、認印、受給者 証、又は受給決定通知書を持参してください。	
		自立支援医療を 受けている方	受給者の住所変更手続きがあります。 受給資格証、マイナンバー、認印、保険証を持参 してください。	
介護		介護保険証をお持ちの方	介護保険証等の住所変更手続きがあります。 転居した方の介護保険証、負担割合証(お持ちの 方のみ)、負担限度額認定証(お持ちの方のみ) を持参してください。	福祉課 介護保険班 直通電話 62-7956
住 ま い		町営住宅に新たに お住まいになる方	町営住宅への住所変更後、続柄の記載された 世帯全員分の住民票を取得し、建設課にお立ち 寄りください。	建設課  直通電話 62-7961
		町営住宅から退去される方	住所変更後、退去した方の続柄の記載された 世帯全員分の住民票を取得し、建設課にお立ち 寄りください。	
		五戸ケーブルテレビに 加入している方	加入者名義変更等の手続きがあります。 総合政策課へお立ち寄りください。	総合政策課  直通電話 62-7952
		五戸町内の民間賃貸住宅に 新たに住み始める世帯で、 夫婦のどちらかが18歳以上 40歳未満である方	若者定住支援の家賃補助のご案内があります。 〔案内書きは住民課でもお配りしております〕 詳細は、総合政策課にお問い合わせください。	
税 関 係		五戸町内に住宅を 新築された方	家屋を新築した場合は、固定資産税が課税され ることとなります。 税額の算出のために家屋調査が必要となります ので、税務課へお立ち寄りください。	税務課  直通電話 62-7954